

平成 28 年 7 月 7 日

ロングライフ住宅ローンご契約予定のお客様へ

変動金利の適用に係る基準金利の下限の設定について（お知らせ）

旭化成モーゲージ株式会社

謹啓

平素より当社ロングライフ住宅ローンにご愛顧くださいます。誠にありがとうございます。
このたび弊社では、マイナス金利政策導入後の金利マーケット環境の変化から、住宅ローン変動金利の基準金利について、適用される下限水準を設けることといたしました。
内容につきましては、金銭消費貸借契約書の借入要項に基づくものといたしますが、詳細はご契約内容のご説明の際に個別にご説明いたします。
お客様におかれましては、これまでどおりにお引き立てのほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

【適用対象となる商品】

- ・ V コース・プラス (V+) (当初 3 年固定金利型変動金利)
- ・ V コース・プラスワン (V+1) (当初 1 年固定金利型変動金利)
- ・ R コース・プラスワン (R+1) (当初 1 年固定金利型変動金利)
- ・ K コース・プラス (K+) (当初 1 年固定金利型変動金利)

【基準金利の下限について】

- ・ 上記各商品に適用される変動金利移行後の基準となる「日本円 T I B O R」が 0 % 未満の場合も、下限を 0 % とし、これに基づき適用金利を決定します。

【基準金利下限適用の開始期日】

上記各商品ともに、平成 28 年 9 月 1 日以降にご契約内容のご説明、ならびに金銭消費貸借契約書等にご調印いただきますお客様から適用します。

【本件に関するお問合せ先】

旭化成モーゲージ株式会社 カスタマーセンター

フリーコール：0120-156-519

以上